

6月30日署名提出・対政府交渉に向け、 緊急時作業被ばく限度引上げ中止・原発再稼働中止を求める 全国署名(個人、団体)の拡大を

====85団体連名(個人1042筆)の緊急申し入れ・政府交渉(6月9日)報告====

1. 申し入れ

6月9日に、呼びかけ16団体と賛同69団体合わせて85団体連名で緊急申し入れを行いました。

申し入れ事項(全国署名の申し入れ事項と同じです)

1. 緊急時被ばく限度を引き上げないこと。関連する法令改定作業を中止すること。
2. 緊急時被ばくと通常被ばくによる、生涯1000mSv容認を撤回すること。
福島原発事故の緊急時作業で大量被ばくした労働者に被ばく労働以外の職場・生活を保障すること。
3. 福島原発被ばく労働者の作業の安全確保、被ばく低減、健康管理・生活保障、雇用条件監視・是正指導を行うこと。
4. 原発を再稼働しないこと。再稼働認可を撤回し、適合性審査を中止すること。

全国署名がスタートして約10日間で集約された1,042筆の個人署名は6月30日に改めて提出します。

2. 政府交渉

参加者27名で約2時間政府を追及し、特に厚労省の法令改定作業の中心人物(安井氏)との議論は白熱しました。

(1) 交渉で明らかになった主な点

第1に、厚生労働省は100~150mSv(ミリシーベルト)で精子数減少など急性放射線障害が出ることを認めながら、250mSv以下では「重篤または永久に続く急性放射線障害は起こらない」と主張し、労働者を急性放射線障害の危険にさらそうとしていることが明らかになりました。これは、死亡だけでなく負傷や疾病を含めた「労働災害」の防止を目的とする労働安全衛生法の精神に明らかに反します。

第2に、厚生労働省は、緊急時被ばく限度の引き上げは「労働者保護の観点からは逆行する」、「上げずにすむなら、上げたくない」としながら、原発重大事故による破滅的事態を目前にして「労働者の健康リスクと周辺住民の生命・財産を守る利益を比較して判断する」と正当化しようとしていました。しかし、原発を再稼働しなければ、このような被ばく限度の引き上げなど全く必要ありません。

第3に、厚生労働省は、緊急時被ばくと通常被ばくの合計で、労働者に18~68才の生涯線量として1000mSvまで被ばくさせても良いと考えていることが明らかになりました。労働者にこれほどの高線量・大量被ばくを強要しなければ成り立たない「原発の再稼働」など断じて認められません。

第4に、原子力規制庁は、審査をして再稼働を認めるが、「万々に備え被ばく限度を引き上げる」と言い続けました。万々にも原発重大事故は認められません。フクシマを繰り返してはならないのです。

(2) 交渉の詳細

申し入れ事項1に関連して

(i) 厚労省は、イリジウム事故の被ばくについては、「点線源からの被ばくで被ばく線量の幅が大きい。生物学的線量評価の検出限界以下である。放射線の感受性の高いリンパ球でほとんど減少が出ていない。白血球の減少に量反応関係が見られない。」などをあげて、急性障害の閾値を検討するまでの信頼性はなく報告書では引用していないと答えました。また、賀北部隊の原爆投下後の入市被ばくについては、「発生確率、量反応関係、対照群との比較が不明で、当時の状況で考えられる栄養障害、過酷な肉体的疲労と精神的ストレスによるのか検証できない。」と答えました。厚労省が緊急時被ばく限度を250mSvとする結論を出すにあたって、イリジウム事故の被ばくや賀北部隊の入市被ばくが示していることを全面否定していることが明らかになりました。

(ii) 厚労省は、被ばくによる精子減少については、「ICRPは150mSvを勧告している。150mSv程度で出る場合がかなりはっきりしているので、100mSv程度でも出る可能性がある。」と答えました。これに対して、「250mSv以下でも急性症状が出るということだ。」と追及しました。厚労省は「250mSv以下では重篤または永久に続く急性放射線障害は起こらない」と主張しました。

(iii) 福島第一原発事故発生直後の交渉で「労働者保護の観点からは逆行する形であったということは間違いない」と答えているとの指摘に、「その質問には確か私が答えていると思います。」と認めました。

「上げずに済むなら上げたくないです。当然です。それは、労働者保護の立場としてはそうです。」と言いながら、「緊急時作業の被ばく限度は労働者の健康リスクと周辺住民の生命・財産を守る利益を比較して判断する。」「破滅的な状況の回避のために緊急時被ばくが正当化される。」と主張しました。

(iv) これに対して、「なぜ労働者のリスクと周辺住民の生命・財産を守る利益とが天秤にかけられなければならないのか、重大事故が起きることを前提に原発を再稼働・維持するからである。」と迫りました。原子力規制庁は、審査で再稼働が認められても重大事故が絶対起きないとは言えないので、万々に備えて緊急作業の基準を引き上げると説明しました。これに対して、「反論になっていない。重大事故が起きることを前提に原発を動かすから必要になるのだ。」と再度迫りましたが、原子力規制庁は同じ説明を繰り返すのみで、再稼働の中止を求める我々の主張に正面から向き合った回答をしませんでした。

(v) 厚労省に対して、「労働者の安全と健康を確保するために、そういう被ばくが迫られる労働は認められないと言わなければならない。」と迫りましたが、厚労省は、「ICRP が 1000mSv までは許容されるとしているので 250mSv はその許容範囲である。破滅的な状態というやむを得ない場合においてのみ正当化される。」と、労働者の緊急時被ばくを認める姿勢を最後まで崩しませんでした。

申入れ事項 2 に関連して

生涯 1000mSv を根拠に、緊急時被ばくした労働者の更なる通常被ばくを容認しようとしていることに対し、厳しく批判し、撤回を求めました。

まず、日本の原発被ばく労働でこれまでこのような大量被ばくをした労働者はいないことを確認させ、今回とてつもなく大量の被ばくを容認しようとしていると指摘しました。労働者の被ばくによるがん白血病リスクの評価に際しては「線量・線量率効果係数」を 2 として原爆被爆者の被ばくのリスクの半分としていることを確認させ、そもそも 1000mSv は引き下げるべきものであると主張しました。あわせて、ICRP の土俵で問題にすれば緊急時被ばくではリスクが 2 倍になることを考慮せず通常被ばくの線量管理を行おうとしていることを指摘し、批判しました。

厚労省は、緊急時被ばくのリスクは平常時の被ばくよりも高まるので健康管理に注意すると答えたが、生涯 1000mSv で線量管理を行う主張は変えませんでした。

申入れ事項 3 に関連して

福島原発被ばく労働者の作業の安全確保、被ばく低減、健康管理・生活保障、雇用条件監視・是正指導について、フクシマ原発労働者相談センターから、労働者の訴えを示しながら、労働者のおかれている現状と解決すべき課題について意見表明を行いました。政府の現状把握とこれまでの対応、今後の対応については、時間が十分取れず、追及できませんでした。回答を検討し、次回交渉で問題点を指摘したいと考えています。

申入れ事項 4 に関連して

事故が起こらないようにちゃんと規制はするが、万が一のために、事故が起こった時に対応できるように、日頃から緊急時作業についていろいろ検討して準備していくとの「規制庁の側の説明に終始」した回答で、重大事故を前提とした原発の再稼働は認められないとする主張に対する根本的な回答にはなっていません。原発重大事故の被害は深刻であり、万々にも許されず、再稼働は認められません。

3. 終了後の意見交換

緊急時被ばく限度引き上げの法令改定は現在パブコメ中であり、労働政策審議会、放射線審議会への諮問など手続きは残っているが、事態は急迫している。6月30日の全国署名提出・政府交渉に向けて、①今回の交渉で明らかになった点を各団体が周辺の人々に伝え全国署名を拡大する。②賛同団体を増やす。③賛同団体にも拡大の協力を働きかける。④共通の「6.9 申し入れ・交渉報告」を作成する。これらを確認しました。

署名提出・第 2 回政府交渉 6 月 30 日 参議院議員会館 B 107

12:40~ロビーにて通行証配布 13:00~事前打ち合わせ 13:30~署名提出・交渉 終了後意見交換

呼び掛け：双葉地方原発反対同盟、フクシマ原発労働者相談センター、原水爆禁止日本国民会議、全国被爆 2 世団体連絡協議会、原子力資料情報室、川内原発建設反対連絡協議会、島根原発増設反対運動、原発いらん！山口ネットワーク、原発さよなら四国ネットワーク、原発はごめんだヒロシマ市民の会、反原子力茨城共同行動、若狭連帯行動ネットワーク、I 女性会議、原子力行政を問う宗教者の会、チェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西、ヒバク反対キャンペーン

連絡・集約先 原子力資料情報室 東京都新宿区住吉町 8-5 曙橋コーポ 2 階 B Tel: 03-3357-3800
ヒバク反対キャンペーン 兵庫県姫路市安富町皆河 1074 建部 遅 Tel&Fax: 0790-66-3084

